

平成26年 2月10日

関係 各位

伊藤忠連合企業年金基金

理事長 横田 昭

基金規約変更についてのお知らせ

「基金規約別表第2（加入者から除外する者の定義）」において下記の者を追加する規約変更の認可が下りましたのでご報告致します。

記

規約別表第2

実施事業所	加入者から除外する者の定義
シーティーシー・エスピー株式会社	平成25年12月1日現在において効力を有する就業規則第9条第2号、第3号及び第4号に定める者
シーティーシー・ラボラトリーシステムズ株式会社	平成25年12月1日現在において効力を有する臨時従業員就業規則又は嘱託社員就業規則の適用を受ける者

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成25年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(加入者に関する経過措置)

第2条 施行日の前日において加入者である者(シーティーシー・エスピー株式会社及びシーティーシー・ラボラトリーシステムズ株式会社の加入者に限る。)のうち、施行日において別表第2に定める者(シーティーシー・エスピー株式会社及びシーティーシー・ラボラトリーシステムズ株式会社に限る。)に該当する者は、引き続き基金の加入者とする。

- 前項に該当する者の資格喪失の時期については、第41条第3号中「従業者でなくなったとき」を「被用者年金被保険者等でなくなったとき」に読み替えて適用する。

(給付に関する経過措置)

第3条 平成25年11月末日以前において基金の受給権者である者の給付については、なお従前の例による。

以上